

第2回 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する 検討委員会

日時：令和5年8月31日（木曜日）10時00分～12時00分
場所：都庁第一本庁舎33階北側 特別会議室 N1

会議次第

（開会）

1 議事

- （1）意見表明に係る環境整備検討ワーキンググループ 審議状況の報告
- （2）意見表明等支援員検討ワーキンググループ 審議状況の報告
- （3）意見交換

2 今後の予定等

（閉会）

【資料】

＜意見表明に係る環境整備検討ワーキンググループ＞	
資料 1	1 児童養護施設の第三者委員及び意見箱の運用底上げ
資料 2	2 児童福祉審議会の体制①（子供本人からの申立て）
資料 3	2 児童福祉審議会の体制②（子供本人からの申立て）
資料 4	3 子供本人からの申立ての対象について

＜意見表明等支援員検討ワーキンググループ＞	
資料 5①②③④	1 意見表明等支援員の導入
資料 6	2 児童福祉審議会申立時の意見表明等支援員利用
参考資料1	意見表明等支援員の導入イメージ

＜共通＞	
資料7	令和6年度 東京都の意見表明等支援に係る取組（予定）
参考資料2	児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会設置要綱

児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会名簿

【委員名簿】

(※五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属
委員	磯谷 文明	弁護士
委員	川瀬 信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事
委員	能登 和子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長
委員	人見 愛	弁護士
委員	藤岡 孝志	日本社会事業大学社会福祉学部名誉教授

【事務局名簿】

役職	氏名	所属
幹事長	西尾 寿一	子供・子育て支援部長
幹事	小林 由香子	子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長
	安藤 真和	子供・子育て支援部家庭支援課長
	勝見 浩行	子供・子育て支援部事業調整担当課長
	岡本 香織	子供・子育て支援部育成支援課長
	加藤 夕起子	児童相談センター事業課長
	宮野 敏昌	児童相談センター児童心理指導専門課長
	影山 孝	児童相談センター児童相談専門員
	栗原 博	江東児童相談所長
	永山 静香	足立児童相談所児童福祉相談専門課長
関係者	伊東 大輔	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理（児童相談所運営担当）
	内村 雄一	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理（児童相談所連絡調整担当）
	西嶋 咲絵	子供・子育て支援部育成支援課統括課長代理（児童施設担当）
	長島 健人	子供・子育て支援部育成支援課統括課長代理（事業調整担当）
	松下 恵美	子供・子育て支援部育成支援課課長代理（児童施設運営支援担当）
	野村 治代	子供・子育て支援部育成支援課課長代理（里親担当）
	程田 友紀子	児童相談センター事業課課長代理（事業担当）
	荒川 智絵	江東児童相談所相談援助課課長代理（管理担当）
事務局	石澤 翔太郎	子供・子育て支援部企画課課長代理（児童福祉審議会担当）
	細矢 美帆	子供・子育て支援部企画課主任

意見表明に係る環境整備検討 ワーキンググループ

資料1～4

1 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの対象施設について

アンケート結果に基づき、以下の特徴がある施設を中心にヒアリングを実施する予定

- 第三者委員の訪問回数頻度の多い施設、第三者委員と入所児童の交流機会が多い施設、意見箱の投書に対して第三者委員の面談を実施している（→意見箱と第三者委員制度の連携の仕組みがある）施設等
- 意見箱の投書件数や投書確認頻度の多い施設、投書内容について職員会議等で共有し、子供にフィードバックする仕組みを有する施設等

(2) ヒアリング項目について

- 施設として子供の意見を吸い上げるためにどのような仕組みや姿勢を有しているか（=全体像）。
（⇒その中で第三者委員や意見箱をどのように位置づけているか）
- 第三者委員や意見箱についてどのような形で子供に周知されているか。
- 第三者委員選定の際の留意事項、専門分野や年齢構成等
- 意見箱投書について、①誰があげるのか／②誰が対応者を判断するのか（=主体は誰なのか）
また、事前にこのルールが子供達に周知されているか。
- 子供の意見形成支援（例：こども会議等）をどのような形で行っているか。
- 子供が活用しやすくなるための工夫
- 子供へのフィードバックをどのように行うか
- 第三者委員、意見箱を有効に活用できた事例 等

2 好事例集の作成（令和6年度）

- これまで実施してきたアンケート結果、今後実施予定のヒアリング内容等も踏まえ、第三者委員や意見箱の活用に関する好事例集を作成
- 各施設の関係者等に参考としていただくことで運用の底上げを図っていく。

- ◆ 子供の負担や都合を踏まえ実施されること、そして審議の専門性が確保されることが必要。
- ◆ 各委員の専門性、これまで児童相談所の措置に関する議論を積み重ねてきた知見等を踏まえ、子供権利擁護部会で対応していく。

意見聴取の方法

- 原則、意見聴取は、申立ての時点（調査報告書をまとめる時点）で子供の権利擁護専門相談事業の専門員（以下「専門員」という。）が実施し、専門員が児童福祉審議会に報告。部会では意見具申の審議を行う。
- 申立て後の意見聴取は必要に応じて実施する。
- 子供はどの専門員に意見聴取をしてもらいたいのか、希望を述べることができる。
（例：当初の権利擁護専門相談事業で対応した専門員以外を希望することが可能）
- 専門員は聴取、諮問事項の整理までを行い、意見具申の結論には関与しない。

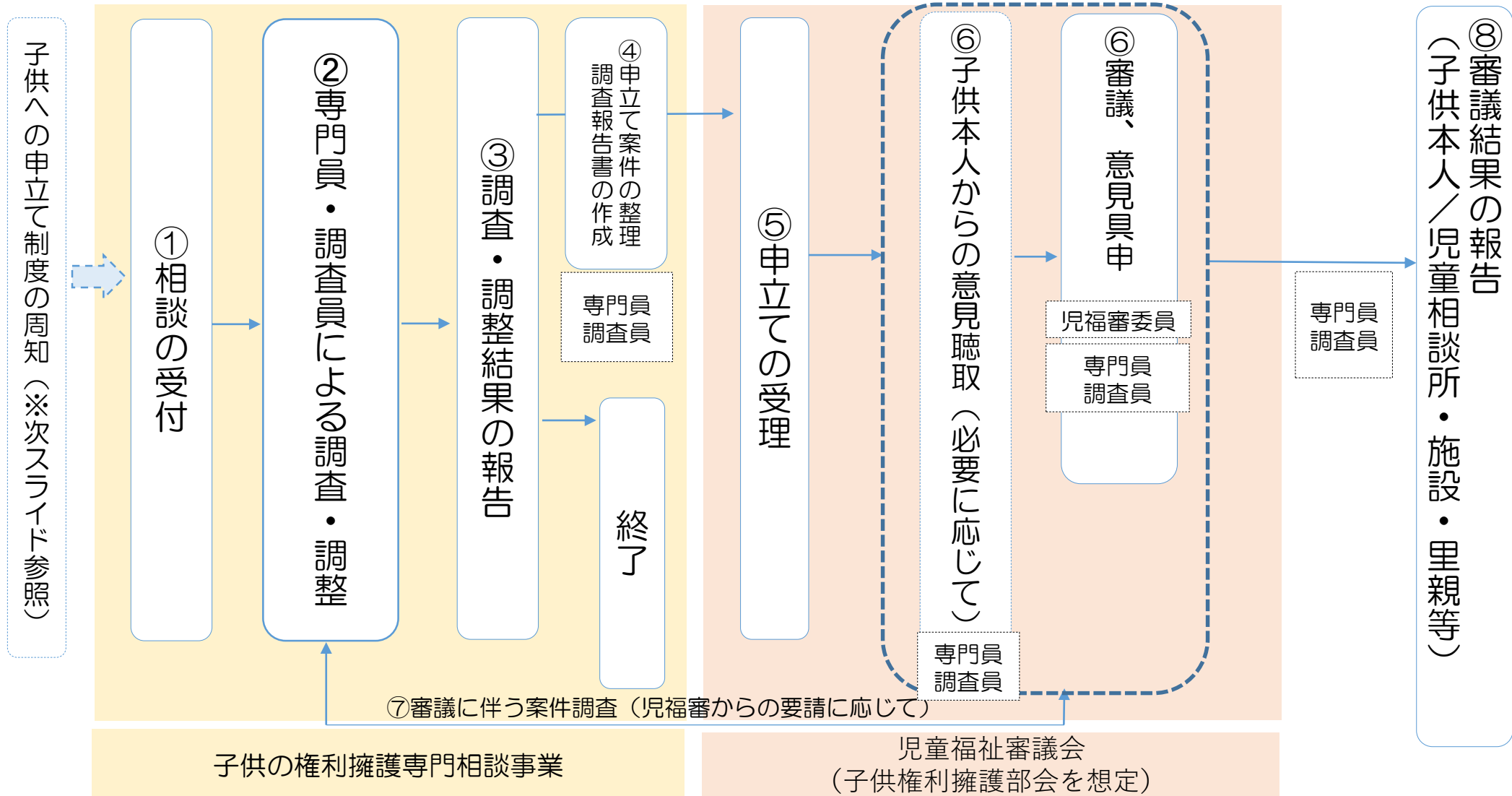
※なお、子供が希望する場合は、児童福祉審議会の委員が直接意見聴取を行うことも検討

理由

- 複数回意見聴取を異なる人物から受ける必要がなくなるため、子供の負担は少なくなる。
- 子供の都合や希望に応じた柔軟かつ機動的な対応が可能となる。

審議方法 （共通）

- 上記意見聴取を経た上で、審議は定例の子供権利擁護部会で行うことを原則とする。ただし、事案によっては、部会長了承の上、書面開催やオンライン開催も活用し、対応していく。



申立ての対象について

◆ 措置の種類

- 子供に影響を与える重大な決定となり得る、今後の生活の場を決めるものを対象とする。
⇒ **里親委託、児童福祉施設等入所、自立援助ホーム**

◆ 措置の範囲及び申立ての時点

- 現在入所中の子供からの申立て
- 措置されなかった子供・措置解除された子供からの申立て
⇒ 6か月以内
- 一時保護中の子供
⇒ 措置決定後だけでなく、措置決定がされていない状況であっても、申立て可。
⇒ なお、一時保護決定そのものについては、児童福祉施設入所措置等と趣旨が異なることや、今後司法審査制度が導入されることから審議の対象としない。

申立て制度の周知について

- 権利ノートに挟めるサイズのリーフレットを作成し配布する予定
なお、小学生向け、中高生向け等、子供が年齢や状況に応じて理解しやすいものを作成
- 並行して児童相談所や里親、施設関係者等へ制度に関する説明会等を開催
- その上で、実際の運用上は、子供の権利擁護専門相談事業の中で、専門員から子供本人に制度を教示することなどが考えられる。

意見表明等支援員検討 ワーキンググループ

資料5～6
参考資料1

1 意見表明等支援員の導入

	モデル実施	本格実施（案）
1. 意見表明等支援の対象	<p>一時保護中及び里親等委託中の子供</p> <p>(考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接室等面談に必要な場所の確保が可能であり、また、子供が意見表明等支援員との面談を希望するかどうか定期に確認することが比較的容易である一時保護中の子供を対象 また、措置決定後の子供からの意見聴取については、施設等に比べ、現状においては意見表明等を支援する仕組みが十分でない里親等委託中の子供を対象 意見表明等支援は、全ての年齢の子供を対象とすべきであるが、例えば幼児、低学年児、障害児など言葉により意見を表明することが難しい子供も存在。モデル実施においては、こういった子供からの効果的な意見聴取の方法についても検証 	<p>一時保護所に入所中または里親等委託中、児童養護施設等の入所施設措置中および在宅指導中の子供等、児童相談所が措置決定等を行う全ての子供</p> <p>(考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅指導、里親等委託、施設入所等、指定発達医療機関への委託、一時保護等の対象となる児童 <p>※ 措置決定等に係る意見表明を支援。一時保護所や里親家庭、児童養護施設等の生活に係る意見表明があった場合、意見を聞きとった上で、希望に応じて保護所職員、児童福祉司、施設職員等へ伝達</p>
2. 意見表明等支援の方法	<p>一時保護所、里親家庭等のうち、施設環境や協力意向等を踏まえ、実施場所を選定し、訪問、面談を実施</p> <p>(考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接室等面談に必要な場所を確保し、実施 里親家庭についても、面談のタイミング、意見表明等支援員へのアクセス方法等を検討のうえ、一部里子に対する意見表明等支援を実施 	<p>意見表明等支援員が、一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設等を訪問し、対象の子供と面談</p> <p>(考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在一時保護所や施設で実施している第三者委員との役割等のすみ分けや支援のあり方については、モデル実施を通じて検証・検討する。

モデル実施・本格実施（案）

3. 面談時期・回数

<一時保護中の子供>

- ・意見表明等支援員が月に2回、定期的に一時保護所等を訪問 ※子供の入所直後等、臨時の訪問も実施
- ・一時保護所等入所直後（※ケースによって柔軟に対応）に面談を実施し、支援員の役割等を説明。希望に応じ「一時保護に対する意見」「措置決定に向けた意見」の形成・表明を支援
- ・その後、定期的に一時保護所等を訪問する際に、アンケート等により子供の希望を把握し、「措置決定に向けた意見」の形成・表明支援のため、面談を実施

<施設入所中の子供・里親等委託中の子供・在宅指導中の子供>

- ・子供の希望に応じ「措置変更等に向けた意見」の形成・表明を支援
- ・児童養護施設等入所施設では面談希望についてアンケートを実施、里親等委託中および在宅指導中の子供については、里親や児童福祉司が希望を確認

※モデル実施においては、いくつかの協力家庭を選定した上で、定期的に里親委託中の児童と面談を実施

(考え方)

- ・現在月2回一時保護所を訪問をしている第三者委員の活動日との重複を避け、月2回程度の訪問とする。（週に1度は意見表明等支援員または第三者委員が一時保護所を訪問）
- ・一度に訪問する支援員は2～3名。 ※第三者委員との役割のすみ分け、支援のあり方はモデル実施を通じて検証・検討する。

4. 子供への周知方法

- ・意見表明等支援員から対象の子供へ説明
- ・意見表明等支援員の役割、顔写真または似顔絵入りの自己紹介文等を掲載したお知らせやポスターにより周知

(考え方)

- ・社会的養護のもとにいる子供は、児童福祉司、児童心理司、里親等や施設職員といった様々な立場の大人と関わりをもっており、意見表明等支援員としての活動目的を達成するためには、他の大人との役割の違いを子供に理解してもらい、子供の意見表明を支援する者として認識されることが重要である。

モデル実施・本格実施（案）

5. 職員等への周知方法

児童相談所職員、一時保護所職員、児童養護施設等の入所施設職員、里親や関係機関向けの説明会や研修を実施

（考え方）

- ・意見表明等支援員の導入にあたっては、制度について職員等の関係者の理解を得ることが不可欠である。

6. 児童相談所との連携

<児童相談所から意見表明等支援員への事前の情報提供>

- ・面談にあたり特に配慮が必要な場合等、面談時に必要となる情報に限り児童相談所等から意見表明等支援員に提供

<意見表明等支援員から児童相談所への児童の意見の伝達>

- ・子供からの意思表示があり、希望があったものについて、児童相談所に伝達
- ・子供からの意思表示があり、希望はないが必要があるもの（虐待等子供に危険が及ぶおそれがあるもの）について、子供に「なぜ関係者に伝えなければいけないか」を説明した上で児童相談所に伝達

※児童相談所への意見表明を、意見表明等支援員と一緒にやりたいという子供の希望があった場合、児童福祉司と子供の面接等に同席

<児童相談所から児童へのフィードバック>

- ・子供が表明した意見を伝えられた児童相談所は、伝えられた意見又は意向について組織として検討し、児童福祉司から子供に回答

※意見表明等支援員が同席又は代弁して意見表明を行った場合には、基本的にフィードバックにも意見表明等支援員が同席。それ以外の場合も、子供から希望があれば意見表明等支援員が同席

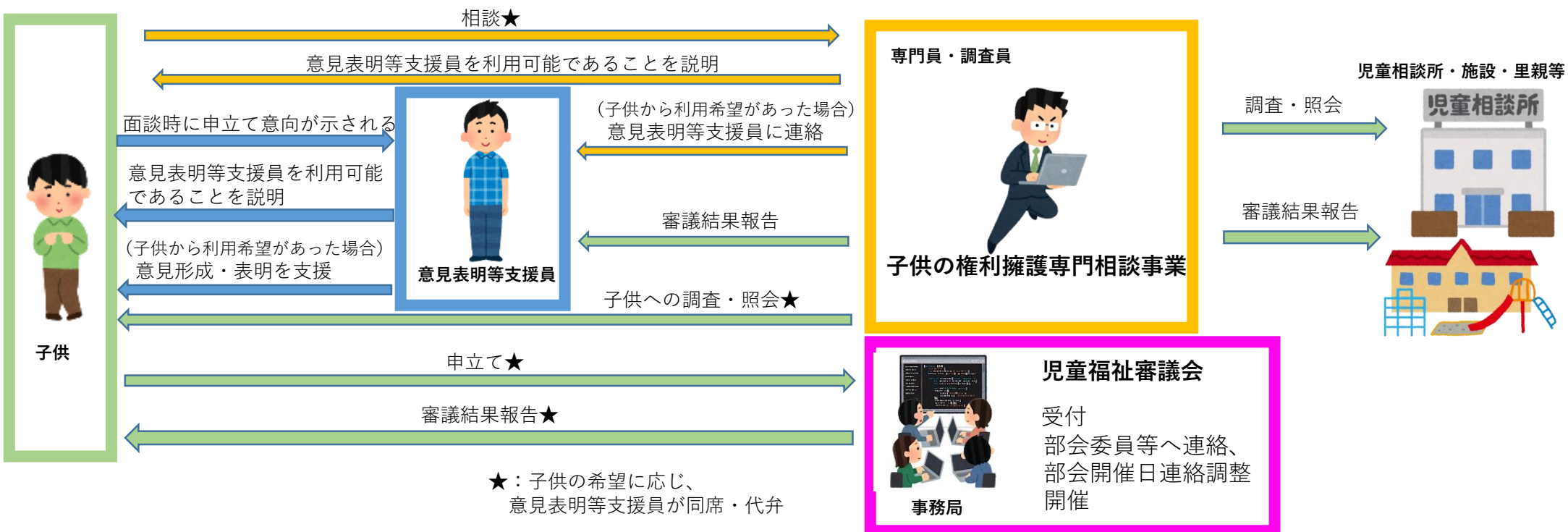
（考え方）

- ・子供の意見と措置決定の方針等が異なる場合の調整について、児童相談所職員が行い、意見表明等支援員は行わない。
- ・意見表明等支援員が聞き取った子供の意見等については、児童相談所としてフィードバックを行う必要がある。

モデル実施・本格実施（案）

7. 担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・外部機関へ委託または個人へ委嘱（外部機関に委託する場合は、意見表明等支援員の確保、養成、派遣調整等の業務を委託） ・事前に研修を通じて子供の権利擁護や意見表明等支援に関する基本的事項、意見表明等支援に関する実践のノウハウ等を習得 <p>（考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手には、子供との信頼関係やコミュニケーションを築く能力を求め、児童福祉の現場やNPO等において子供を支援した経験を有する者や、児童福祉施設等の経験者等を基本とするが、弁護士資格等の特段の資格を要件にはしない。また、市民の参画も検討する。
8. 意見表明等支援員のサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・意見表明等支援員のスーパーバイザーを確保し、定期的または必要時に相談できる仕組みを整え、支援員は助言を受けながら活動 ・スーパーバイザーは、アドボカシーに詳しい有識者、相応の経験年数を積んだ意見表明等支援員や児童心理等の専門家を選任 ・経験の浅い者が面談を担当する場合、経験年数の多いベテランも同行 ・支援員同士での支援・面談内容の振り返りを実施 <p>（考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見表明等支援員については、実施のノウハウに係る研修を受けるだけでなく、定期的に高い専門性を有する有識者や相応の意見表明等支援経験を積んだ支援員等からの助言指導を受ける機会を設けることで、スキルの向上を目指す。 ・また、活動内容の振り返りに当たって、専門家のサポートを受けることのできる体制を確保する。

2 児童福祉審議会申立時の意見表明等支援員利用



児童福祉審議会申立時の意見表明等支援員の利用方法

- ・ 子供から子供の権利擁護専門相談事業専門員・調査員宛てに相談があった際に、相談、調査・照会、申立て等に意見表明等支援員を利用できる旨を子供に説明し、利用希望の有無を確認。希望があった場合は、専門員・調査員から、意見表明等支援員に連絡。
- ・ 意見表明等支援員が一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設等において面談を行う際に、子供から児童福祉審議会申立てを行うとの意向が示された場合、相談、調査・照会、申立て等に同席・代弁できることを説明し、利用希望の有無を確認。

提言内容	実施予定内容
意見表明等の理解促進	<p>幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発物等について、説明会の実施や啓発物等の配布を通して対象の児童や職員等に周知するとともに、啓発物の検証を行う。</p>
意見表明等を支援する仕組みの充実	<p>【（1）第三者委員制度と意見箱の活用促進】 ※環境整備WG 第三者委員制度と意見箱の活用に係る好事例集を作成し、施設の職員等に活用していただくことで、第三者委員及び意見箱の活用の底上げを図っていく。</p> <p>【（2）意見表明等支援員の導入】 ※意見表明等支援WG 一時保護所、里親家庭等のうち、施設環境や協力意向等を踏まえ、実施場所を選定。一時保護中及び里親等委託中の子供への意見表明等支援員による訪問・面談を、モデル的に実施する。</p>
児童福祉審議会への申立て	<p>【児童福祉審議会への申立て制度の運用開始】 ※環境整備WG 現在審議されている申立て制度の議論を踏まえ、令和6年度4月より申立て制度の運用を開始する。申立て制度の適切な運用とともに、制度運用の状況に加え、実際の各事例についての検証・分析も行い、必要に応じて改善等を図っていく。また、申立て制度について、子供本人だけでなく、各施設等への周知や説明も行う。</p>

児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会設置要綱

令和5年4月18日
5福保子計第127号
令和5年6月21日
5福保子計第408号

(目的)

第1条 児童相談所が関わる子供の意見形成や意見表明を支援する仕組みについて検討することを目的として、児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 意見表明等支援員に関すること。
- (2) 児童福祉審議会に対する措置内容の申立てに関すること。
- (3) 第三者委員制度及び意見箱に関すること。
- (4) その他、児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、児童又は障害者の福祉に関する事業に従事する者、児童又は障害者の福祉に関する学識経験のある者、社会的養護の経験のある者のうちから、東京都福祉局長（以下「福祉局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 検討委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

(副委員長)

第6条 検討委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第7条 委員長は、必要な事項を調査審議するため、検討委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属すべき委員は、委員長が指名する。

3 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員の中から委員長が任命する。

(会議の招集)

第8条 検討委員会は、福祉局長が招集する。

2 福祉局長は、第3条に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事)

第9条 検討委員会における検討の補助を行うため、福祉局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、検討委員会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、福祉局子供・子育て支援部企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和5年6月21日付5福保子計第408号)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。